

## 令和6年第6回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年6月27日(木) 午前9時00分～10時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会長代理

11番	久木山	純	広
1番	池田	善之	
2番	蓑手	幹夫	
3番	樋ノ口	正信	
4番	川畑	千秋	
5番	西	美香	
6番	木場	由美子	
7番	野元	京子	
8番	古賀	久美子	
9番	西村	四男	
10番	外菌	健藏	

出席農地利用最適化推進委員(2人)

串木野地区2 井手迫 正博  
市来地区 永井 美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (1番 池田 善之 委員 ・ 2番 蓑手 幹夫 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法について
- 日程第2 報告議案第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について
- 日程第3 報告議案第17号 競公売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について
- 日程第5 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5月保留分・1件)について
- 日程第6 議案第32号 非農地証明願(1件)について
- 日程第7 議案第33号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式・10件)について
- 日程第8 議案第34号 農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)について(3件)

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。まず始めに、会長が所用のために欠席でございますので、ご了承いただきたいと思えます。会長から総会のメッセージということで、今朝文書が届けられましたので、お帰りになってからお目通ししていただけたらと思えます。それではただ今から、令和6年第6回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長代理よりあいさつをお願いいたします。

会長代理 (あいさつ)

局長 どうもありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますが、本日会長欠席のため、同規則第17条により、会議の議長を会長代理が行うこととなっておりますので、会長代理よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づき、議長を務めさせていただきます。まず、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願い申し上げます。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員数11名で、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の2名の方が出席されていることをご報告いたします。

議長 それではお手元に配付してあります会次第に基づいて、進行させていただきます。これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことで異議ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということですので、それでは、議事録署名委員を1番 池田善之 委員と、2番 蓑手幹夫 委員にお願い申し上げます。ただ今から議事に入ります。よろしくをお願いいたします。

まず、日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による

合意解約通知（基盤強化法）4件について議題とします。事務局の説明をお願い申し上げます。

棚町主査

1ページをお願いします。日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は4件5筆2,004㎡です。1番は後程5ページの日程第4議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのNo.1で、3条申請を行うための解約です。2番から4番は、後程13ページの日程第7議案第33号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）にて新たな耕作者と中間管理事業にて契約をするための解約です。貸人と借人両方からの合意解約です。よろしくをお願いします。

議長

今事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（基盤強化法）4件について、通知のとおり受理することで異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということで、日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（基盤強化法）4件については、通知のとおり受理することにいたします。

それでは日程第2報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（中間管理法）3件についてを議題とします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は3件3筆3,086㎡です。いずれも後程15ページの日程第8議案第34号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案にて新たな耕作者と中間管理事業で契約をするための解約です。借人からの合意解約です。よろしくをお願いします。

議長

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    ないようですので、日程第2報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)4件については、通知のとおり受理することで異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長                    異議なしということですので、日程第2報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)4件については、通知のとおり受理することにいたします。

次に日程第3報告議案第17号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。それでは事務局の説明をお願い申し上げます。

棚町主査                3ページをご覧ください。日程第3報告議案第17号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。令和6年第4回総会にて許可を頂き買受適格証明を発行し、税務課の開催する農地の差押不動産の公売会へ参加資格を得た後、5月31日に売却決定通知書が交付されてすぐに3条申請が提出されました農地の件です。買受適格証明書の交付時と事情が異なっていない場合、農業委員会会長の判断で許可をして差し支えない旨も合わせてご審議いただいておりますので、5月31日付で3条許可書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

議長                    今事務局の説明がありました。4月の総会で買受適格証明書の交付について、この案件については審議をさせていただいて、買受適格証明書を交付するということで決定を頂きました案件でございます。申請内容に変更がなかったことから、5月31日に許可書を交付してあるということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    ないようですので、日程第3報告議案第17号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第3報告議案第17号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにします。

次に日程第4議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。今回の申請は2件でありますので、2件について事務局の説明、現地調査の報告の終了後質疑に入ります。それではNo.1について事務局の説明をお願い申し上げます。

棚町主査

日程第4議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。5ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、贈与により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、借入地は全て耕作しておられます。申請地には、隣接する畑と一体で設置してあるビニールハウスもありますが、このハウスも貰い受ける予定です。ハウスが設置してある農地は、今後中間管理事業にて貸借契約を行う手続きを申請中です。調査は【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査員からの説明をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、6月24日午前8時30分より、本人立会いのもと、木場委員と調査を実施しましたので報告をいたします。資料は5～6ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地です。申請地を贈与により取得後の営農計画は、デコポンを約90本、令和7年3月に定植する予定です。労働力は1人で、農機具保有状況は、粉碎機、モア、動力噴霧器等保有されています。隣接の一体利用地については、農地バンクに申請手続き中です。自宅からの通作距離は約2kmです。譲受人は労力施設とも十分あり、耕作するものと認められます。皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

7ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人である息子さんが譲渡人であるお母さんから、所有する農地を贈与により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、今までも申請地を耕作しておられます。申請地は自宅の庭の一部にあります。調査は

【正】を川畑委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは、調査員の説明をお願いいたします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、6月24日(月)午前9時30分より、申請代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と私で調査をいたしましたので報告いたします。場所、内容等につきましては、資料の7ページ、8ページを参照してください。農地区分は農用地区域外農地です。譲受人は同居の母親より贈与を受け、ねぎ、トマト等家庭用菜園として耕作されます。耕作人数は1名で、会社員ですが兼業で耕作されます。農機具は、管理機、刈払機等所有されております。通作距離は20m弱です。私どもの調査では、問題ないと判断しておりますが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局、調査員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。まずNo.1について、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 続いてNo.2について、何か質疑等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので日程第4議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第4議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することとします。

次に日程第5議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請5月保留分1件についてを議題とします。事務局の説明をお願い申し上げます。

松原主査 日程第5議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。No.1についてご説明いたします。9ページをお開きくださ

い。こちらは、先月保留となっていた申請であります。譲受人は、八房〇〇674 m<sup>2</sup>及び八房〇〇443 m<sup>2</sup>を買い受けて、一体利用によりクヌギを植林したため申請であります。第2種農地のその他の農地であります。代替地として、3筆を検討いたしましたが、地権者と合意するまでに至らなかったとの事です。申請地周囲には、現在南側にあります〇〇が、相対によりみかんを耕作されておりますが、隣接する南側の通路の使用と、申請地にクヌギを植林することについては、同意を得ているとのことです。また、先月所有者の承諾も必要ではないかという事で、今回所有者からの承諾書も添付されております。調査委員は【正】を池田委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査員の説明をお願いします。

池田委員

1番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1についてを説明いたします。6月24日午前8時より、代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と再調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第2種農地で、その他の農地です。位置図は9、10ページを参照してください。転用の目的は、家庭菜園に使う腐葉土を作りたく、申請地を買い受けてクヌギを植え、また、昆虫採集をするための森林として活用し、ゆくゆくは椎茸の原木として利用したいためです。譲受人による事業計画書等、追加として隣地所有者の承諾書等5条申請備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は東側と西側が道路、南側は学校用地、北側は樹園地です。申請地は現状のまま利用し、クヌギを300本植林の予定で、生長に伴い適時に他の所有地に移植等を行い、10mを超えない高さに管理して、東側樹園地への日照に注意するとのことでした。また、周囲にある樹園地の西側、北側は放置状態に近く、申請地より5m程高くなっているため、日照に関して、それほど問題はないと考えます。以上のことから特に問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局、調査員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。5月の総会で保留という形でございまして、承諾書がないということで、今回承諾書も付けてもらいました。その後、今回再調査という形でしたけれども、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それではないようで、日程第5議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請5月保留分1件については、申請のとおり許可するこ

とで、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第5議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請5月保留分1件については、申請のとおり許可することとします。

次に日程第6議案第32号非農地証明願1件についてを議題とします。違反転用指導対象事案ですので、現地調査の報告は省略します。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第6議案第32号非農地証明願1件についてであります。こちらは違反転用と判断されております。11ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。昭和60年隣接する〇〇、〇〇に工場と事務所を建築し、現在まで住宅敷地の一部として使用しており、現在は倉庫が置いてある状況で、始末書が添付してあります。今回の申請は、住宅敷地内の〇〇に子どもが家を新築しており、敷地内の名義を子に変更するにあたっての申請となっているようです。

議長 ただ今事務局から説明がございました。何か質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第6議案第32号非農地証明願1件については、申請のとおり決定することで異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第6議案第32号非農地証明願1件については、申請のとおり非農地証明書を発行することといたします。

次に日程第7議案第33号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)令和6年9月1日開始10件についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員でございますが、すみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後



それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

13、14 ページをご覧ください。日程第7議案第33号9月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてです。新規で10件、16筆6,515㎡です。2番～4番は、先程1ページの日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分にてご審議いただきました農地です。1番～4番の借人は、最近薩摩川内市から転入しておられます。今回の申請は全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしく申し上げます。

議長

今事務局の説明がありました。何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、日程第7議案第33号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（一括方式）10件については、報告のとおり決定することで異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、日程第7議案第33号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）10件については、報告のとおり決定することといたします。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

**〇〇委員着席後**

次に日程第8議案第34号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案（耕作者変更機構貸出）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

15 ページをお願いします。日程第8議案第34号9月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、3件3筆3,086㎡で新規の契約です。先程2ページの日程第2報告議案第16号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。借人の所有する農地は、耕作しておられる場所と、事業計画予定地で耕作されていない場所もあります。借入地は全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるた

め、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願ひします。

議長 　　ただ今事務局の説明が終わりましたが、何か質疑等はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　ないようですので、日程第8議案第34号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案（耕作者変更機構貸出分）については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　ないようですので、日程第8議案第34号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案（耕作者変更機構貸出分）については、報告のとおり決定することといたします。

　　以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_